（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第二条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二

官署	管轄区域
札幌法務局の本庁及びその支局	北海道の内 札幌市 小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 磯谷郡 虻田郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡の内 南幌町　奈井江町　上砂川町 夕張郡 樺戸郡 有珠郡
函館地方法務局の本庁及びその支局	北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二海郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡 島牧郡 寿都郡
旭川地方法務局の本庁及びその支局	北海道の内 旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡の内 鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町 和寒町　剣淵町　下川町 空知郡の内 上富良野町　中富良野町　南富良野町
	白老郡 勇払郡の内 厚真町　安平町　むかわ町 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡